

## ○船橋市客引き行為等防止条例

平成29年8月4日

条例第31号

## 船橋市客引き行為等防止条例

## (目的)

第1条 この条例は、客引き行為等を防止することにより、市民等の安全かつ平穏な通行及び快適な生活環境の確保を図り、もって安全で安心なまちづくりの実現に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所における不特定の者の中から相手方を特定して、営利を目的とする事業の客となるよう勧誘する行為

イ アに掲げる行為をする目的で公衆の目に触れるような方法でうろつき、又はとどまる行為

(2) 市民等 市内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(3) 事業者等 営利を目的とする事業を行う法人その他の団体若しくは個人又はそれらの従業者をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、客引き行為等を防止するため、事業者等及び市民等の意識の啓発を図る等必要な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策を推進するために必要があると認めるときは、千葉県その他の関係行政機関又は関係団体と連携を図るよう努めるものとする。

## (事業者等の責務)

第4条 事業者等は、客引き行為等をし、又はさせることがないようにするとともに、市が実施する客引き行為等を防止するための施策に協力しなければならない。

## (市民等の責務)

第5条 市民等は、市が実施する客引き行為等を防止するための施策に協力しなければならない。

## (規制区域の指定等)

第6条 市長は、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等規制区域(以下「規制区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、規制区域を変更し、又は規制区域の指定を取り消すことができる。

3 市長は、規制区域の指定、変更又は指定の取消しをしようとするときは、当該規制区域内の事業者等及び市民等の意見を聴くとともに、当該規制区域を管轄する警察署と協議するものとする。

4 市長は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による変更若しくは指定の取消しをしたときは、規則で定める事項を告示するものとする。

## (規制区域内における客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、規制区域内において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

## (指導)

第8条 市長は、前条の規定に違反した行為(第16条を除き、以下「違反行為」という。)をしていると認められる者に対し、当該違反行為を中止するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導について、あらかじめ指定する者に行わせることができる。

## (勧告)

第9条 市長は、前条第1項の規定による指導を受けた者が更に反復して違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為を中止するよう勧告することができる。

## (公表)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、意見を述べる機会を与えた上で、規則で定める事項を公表することができる。

## (情報の提供等)

第11条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、千葉県その他の関係行政機関に対し、客引き行為等をした者に関する情報その他の客引き行為等に関する情報の提供を行うことができる。

2 市長は、前条の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された事項を通知することができる。

## (協力の要請)

第12条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、千葉県その他の関係行政機関に対し、協力を要請することができる。

## (調査)

第13条 市長は、第8条から第10条までの規定による措置を行うに当たり、必要があると認めるときは、その必要と認める範囲内において、違反行為をした者に対し、質問し、又は資料の提出を求める等必要な調査を行うことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第9条の規定による勧告を受けた後に、違反行為をした者
- (2) 第13条の規定による質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 第7条から第11条まで、第13条、第15条及び第16条の規定 平成29年12月1日

(準備行為)

2 第6条第1項の規定による規制区域の指定の手續その他の行為については、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。